

別表 維持管理役務請負契約標準指名基準（第21条の2条関係）

| 指名基準の留意事項 | |
|----------------------|--|
| 1 不誠実な行為の有無 | <p>以下の事項に該当する場合は、競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>(1) 西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 支社又は事務所（以下「支社等」という。）の発注調査等に係る契約に関し、秘密保持を怠る等契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから契約の相手方として不適当であると認められること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していること。</p> |
| 2 審査基準日以降における経営状況 | <p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに競争から除外しないこと。</p> |
| 3 審査基準日以降における業務成績 | <p>(1) 業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 表彰状を受けていること等業務の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p> |
| 4 当該業務における技術的適性 | <p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該業務と同種業務について相当の実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の遂行に必要な技術的水準と同程度と認められる技術的水準の類似業務について実績があること。</p> |
| 5 審査基準日以降における安全管理の状況 | <p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>(2) 支社等の発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは競争参加資格を有すると認めないこと。</p> |
| 6 審査基準日以降における労働福祉の状況 | <p>賃金不払に対する厚生労働省からの通報が支社等の長に対してあり、当該状況が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められるときは競争参加資格を有すると認めないこと。</p> |

(注) 審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。